

教育旅行用「あいづ観光応援券」発行事業における交付要領

1. 事業概要

本市の緊急経済対策の一環として、教育旅行で本市に宿泊する児童・生徒に対し、一般財団法人会津若松観光ビューロー（以下、「観光ビューロー」という。）を通じて、市内の宿泊施設や土産物店、飲食店などで利用できる「あいづ観光応援券（あかべこ券）」（以下、「あかべこ券」という。）を交付するものです。

2. 対 象

2020年8月20日（木）から2021年3月18日（木）までに、教育旅行で市内宿泊施設に宿泊する学校（小学校・中学校・高校）が対象です。

※「あかべこ券」の交付枚数が上限に達した時点で交付を終了させていただきます。

3. 交付内容

教育旅行に参加する児童・生徒1人あたり3千円分（300円×10枚）の「あかべこ券」を交付します。

※市内宿泊施設に連泊した場合についても、交付内容の増加等はありません。

4. 申込み方法等

- （1）教育旅行の実施前に「様式第1号 申請書」に必要事項を記入のうえ、観光ビューローにお申込みください。
- （2）「あかべこ券」を受領後、速やかに「様式第2号 受領書」に必要事項を記入のうえ、ご返送ください。
- （3）教育旅行終了後、速やかに「様式第4号 実施報告書」を観光ビューローに提出してください。

5. 旅行会社等が申請を代行する場合

申込申請の代行をした旅行会社等には手数料（取り扱う「あかべこ券」1冊あたり100円）がお支払いしますので、下記のことを行ってください。

- （1）教育旅行を行う学校に対し本事業の制度を説明してください。
- （2）「申請書」や「受領書」の提出など、必要な事務作業を適切に行ってください。
- （3）「あかべこ券」受領後、教育旅行が実施されるまで「あかべこ券」を適切に管理してください。
- （4）「様式第3号 請求書」を教育旅行実施後30日以内または、令和3年3月26日のいずれか早い日までに観光ビューローに送付してください。

6. 「あかべこ券」の使用方法

- （1）利用可能な店舗は本事業のパンフレット又は、観光ビューローホームページでご確認ください。
- （2）「あかべこ券」は、現金と交換することはできません。

- (3) 「あかべこ券」は、釣銭ができません。
- (4) 「あかべこ券」の裏にナンバーが書いていないものは使用することができません。
- (5) 「あかべこ券」を紛失した場合、再交付することはできません。
- (6) 交付する「あかべこ券」の有効期限は券に記載されています。

7. 教育旅行の内容に変更が生じた場合

- (1) 「あかべこ券」を受領後、教育旅行が中止となった場合、「あかべこ券」をお戻しいただくことになります。原則として、「あかべこ券」の返送に要する代金は申請者側の負担となります。
- (2) 「あかべこ券」受領後、教育旅行に参加する児童・生徒の人数に変更が生じた場合は、速やかに観光ビューローにご連絡ください。